

会議録

会議の名称	平成 29 年度第 3 回西東京市国民健康保険運営協議会
開催日時	平成 30 年 1 月 23 日（火曜日）午後 7 時から 8 時 17 分
開催場所	イングビル 3 階 第 3・第 4 会議室
出席者	出席委員：金石委員、田代委員、千葉委員、平山委員、村田委員、指田委員、岸保委員、浅野委員、仲川委員、長谷田委員、清水委員、土方委員、梅田委員、渡邊委員 欠席委員：新井委員 事務局：市民部長 大久保、保険年金課長 森谷、国保給付係長 定留、国保加入係長 後藤、国保徴収係長 橘、国保給付係主査 藤野
議題	1 諮問事項 平成 30 年度 国民健康保険料のあり方について
会議資料の名称	<事前配布資料> 資料 1 一般被保険者の平均被保険者数及び療養給付費等の推移 資料 2 平成 30 年度国民健康保険収支バランス<現行> 資料 3 平成 30 年度国民健康保険収支バランス <賦課方式（3 方式から 2 方式）変更> 資料 4 国民健康保険料改定案の影響額について <当日配布資料> 資料 5 30 年度確定係数による東京都算定結果 資料 6 国民健康保険に係る平成 30 年度税制改正について 資料 7-1 医療分保険料試算表（軽減改定前） 資料 7-2 医療分保険料試算表（軽減改定後） 資料 7-3 支援分保険料試算表（軽減改定前） 資料 7-4 支援分保険料試算表（軽減改定後） 資料 7-5 介護分保険料試算表
記録方法	<input type="checkbox"/> 前文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
1 開 会	
○清水会長 平成 29 年度 第 3 回国民健康保険運営協議会を開会します。 本日の会議は定足数に達していることをご報告します。	
会議録署名委員の指名	
○清水会長 今回の会議録署名委員は、村田委員と指田委員に依頼します。	

## 傍聴について

○清水会長

傍聴の方がいらっしゃる様子ですが、いかがいたしましょうか。

(「異議なし」の声あり)

(傍聴者入室)

## 2 議 題

### (1) 諮問事項

#### 平成 30 年度 国民健康保険料のあり方について

○清水会長

それでは、議題に入ります。資料について事務局から説明をお願いします。

○事務局

[配布資料 1 から 4 の説明]

○清水会長

ただいまの説明に対しての御質問がありましたら、どうぞお願いいたします。

前回の委員会で 3 方式から 2 方式に移行することは審議し、承諾いたしましたので、それに沿って試案をしていただきました。いかがでしょうか。

○田代委員

現行から納付金制度に変わっても、今年度と来年度の差で金額的には変わらないのではないかなと思っていたのですが、都の補助金が随分変わり、歳入の合計が減になっているのはどういう理由なのでしょう。被保険者数が少なくなったから保険料の減はわかりますが、納付金制度になっても同等の歳入があり、2 億程度の減と思っていたところ約 30 億円の減となっている意味がよくわかりません。

○事務局

歳入の合計 (A) のところを見ていただくと、比較増減で△31 億 9,000 万円となっております。要因といたしましては、共同事業交付金が平成 29 年度は 53 億 7,566 万 7,000 円を当初予算で計上しております。この仕組み自体が廃止になりまして、納付金の中で算定していくということになりますので、予算としてはこの分は見込まないことになります。このことが要因のひとつと考えられます。

○田代委員

今後別途、この金額以外に補助金が出る可能性があるのでしょうか。

○事務局

予算額であり、決算額での増減はありますが、別途補助金が出ることはないです。

○田代委員

1 つの項目的なことを見ればそうかもしれませんが、今年度の歳入と来年度以降の制度が変わってからの歳入と金額的に非常に差があるものですから。

○事務局

国費については、東京都の納付金算定時に調整され、西東京市に対しては算定結果に基づき納付金を示すこととなります。

○田代委員

歳入はそういう可能性があるが、歳出は都で別途出されるケースもあるのですか。

○事務局

基本的に保険給付費については、10分の10、東京都から交付されます。

国民健康保険は、これまで市が運営してまいりましたので、国や都の補助金は市が受けて、予算を組んでいたのですが、納付金の仕組みになりますと、都で算定し、市はこれだけ納めなさいという額が示されることとなります。

○清水会長

東京都が示した納付金を市が納めることはわかりましたね。歳入歳出共に、項目が振り変わるものもあれば、新しい項目もあり、今までと違う形になっているわけですね。

トータル的には一般会計からのその他繰入額は減ることになるのですね。

○清水会長

他に何か質問等はございますか。

○千葉委員

平成30年度から仕組みが変わったということで、国民健康保険料は加入者の方から徴収した金額ですが、これを都のほうに納付して、都から今度は交付金という形で、それは医療費として支出するという形になりますよね。保険料徴収が38億円で、それに対して歳出のほうの納付金が62億円ですね。かなり大きな差があるのですが、この差についてお伺いしたい。もう一つ、都に納付するのは62億円だけれども、都から交付されるのは124億円ですよ。ということは、都から交付される額に国や都の金額が入っていると思うのです。その辺をお伺いしたい。

○事務局

62億円納めますけれども、その財源としては、まず保険料が38億円ございますし、例えば特別交付金の1億5,700万円、あと法定繰入金金の7億2,100万円など、これらを加味して納めていくこととなります。また、東京都の納付金算定の中で都の支出金や国の支出金もございますので、それらを加味した中で西東京市は62億3,600万円納めた。そのかわり、その分以外のものは東京都の中でプラスアルファして我々に給付されるという形になります。

○千葉委員

今までは都支出金や国庫支出金とはっきりしていましたが、交付金となってくると、国や都からいくらというのは見えなくなってしまうのですね。見える化ではなくて、見えない化ですね。結局、この制度になって西東京市は損したのですか、得したのですか。

○事務局

単純に、当初予算におきます法定外繰入金だけを考えてみますと、実際には2億円を超えるような額が当初予算ベースで減っておりますので、得ということではないけれど

も、当初予算よりも実際に決算に近づいたような形になったのかなと思います。当初予算は、足りなくなると困るので、プラスアルファという部分が出てきますが、その辺が決算により近づいたとは言えるのではないかと考えております。

○千葉委員

そうすると、資料3の2方式に移行した場合でも18億円不足しているから、これが赤字補填ですよ。それはこれからもあるということですね。

○事務局

はい。ただ、これを今後どうするかは、また別な議論が必要になってきます。

○千葉委員

赤字繰入というのはなくす方向ですよ。なくすためには保険料を上げなければならぬかもしれないけれど、国民健康保険は所得の少ない人が多いから保険料も限度だと思えます。市として赤字繰入を減らしていくということであれば、もっと積極的な意味合いで政策的な意図としてやる必要があるのかどうか、それも将来的な議論となりますね。

○清水会長

ただ単純に、昨年度よりは2億円、一般会計からの赤字繰り入れが少なくなったということですが、本当はゼロにならないといけませんね。

○千葉委員

ただ、この傾向から見ると加入者が減り、医療費は増えてきているから、なかなか赤字をなくすということは難しいのではないかなと思います。

○清水会長

根幹の部分で考える必要がありますね。そのほか、いかがですか。

○平山委員

一般会計からの繰入金に対して、東京都は何も見てくれないということなのですか。

○事務局

今回の広域化に伴って、国は全国ベースで合計3,400億円という公費を用意しています。ただ、それに伴って赤字の法定外繰入金については削減しなさいという方向性もあわせて出しており、これに対する支援は特に用意はしていないという状況でございます。

○平山委員

赤字をなくすために東京都に移管しているわけではないですか。だったら、各市、赤字のところ結構多いと思うのですが、そういうところまで見てもらわなかったら、東京都へ移管する意味がないのではないかなと思います。18億円という金額は、市の財政から予算的に繰り入れてもらえるのかどうかというのが当然出てきますよね。それは問題ないのですか。

○事務局

国や東京都には市長会等を通じて補助金の増額を要望しておりますので、引き続きこちらはやっていく必要があると考えております。また、18億円に対する、市の財政当局

の調整ですけれども、当初予算の編成の中で調整してまいりたいと思っております。

○清水会長

広域化の初年度ですのでいろいろ出てくるのだらうと思うのです。また問題提起みたいなものがあるかなと思っています。国保運営協議会の会長会というものがあまして、そこでも毎年、総会の後に国と都に増額をというような要望をしています。

他に何かございますか。ないようですので、次の資料の説明をお願いします。

○事務局

[配布資料5から7の説明]

○清水会長

いかがでしょうか。試算をしていただきました。

○田代委員

資料5の「23年度標準保険料率の算定結果」の②と（参考）29年度西東京市保険料率についてですが、医療費分の所得割が（参考）は5.41%、②は7.25%となっています。この数値の違いについて教えてください。

○事務局

納付金を納めるために必要な保険料率が標準保険料率となります。医療分でしたら7.25%の所得割を掛けていかないと納付金の額を保険料で賄うことができないのです。西東京市は現行5.41%ということで保険料を賦課していますので、その差額分については一般会計から繰り入れているということになります。

○田代委員

標準を計算して、都としては計算した結果、西東京市はこれだけギャップがあるから一般会計から繰り入れをしなければならないということですか。

また、賦課限度額の改正について、西東京市は1年遅れで上げていくようですが、各自治体で対応していなければ、その差額については、一般会計から繰り入れることになるのですか。

○事務局

そういうことですね。国が定めた賦課限度額で賦課しなさいというのが国や東京都の考え方でございます。

○田代委員

賦課限度額の改正については、各市町村で判断するときに、上げなければ、一般会計から負担してもらおうということになるわけですね。

○事務局

それぞれ市の考え方がありますので、西東京市は1年遅れでやっていますし、全部の市が一律、国から提示された賦課限度額を掛けるというわけではありません。確かに国から提示された賦課限度額を掛けている団体が多いということもございます。

○田代委員

東京都の保険料は高いですね。特別区に合わされてきているような感じがします。

○事務局

東京都としては、将来的に保険料の統一を目指すということがあるかと思っておりますので、その辺を見据えながら、保険料についてはこれから見ていかなければいけないと思っております。

○清水会長

他に質問等ありませんか。

○千葉委員

賦課限度額の改正について、西東京市は1年遅れで上げていくとのことですが、理由があったのでしょうか。

○事務局

平成27年の段階で移行計画を策定しまして、広域化を見据えて、医療分の賦課方式をまず合わせようということの主眼にこの間取り組み、保険料の賦課限度額については、1年遅れで取り組んできたような経過があると思います。

○千葉委員

賦課方式を3方式から2方式に移行することを重点にやってきたということですね。でも平成30年度でもうそれは終わりになるわけですよ。納付金の算定の際、賦課限度額も加味して計算されるのであれば、同時進行でもよいのではないかと思います。

○清水会長

賦課限度額を上げて、保険料も上げるといって、負担が重なってしまうという意見がこの運営協議会でずっとありまして、保険料を上げた年は賦課限度額を上げないという形で今までやってきたという経緯があります。だから、今、皆さんからのご意見で、賦課限度額も国の示す額に持っていったほうがいいですよという意見があれば別ですが、何か意見はありますか。

○千葉委員

所得の低い方の負担が増えるわけではないので、賦課限度額は国の示す額に合わせていってもいいかなと思います。

○田代委員

賦課限度額を上げるとどのくらいの影響があるのでしょうか。

○事務局

精査はしてませんが、歳入が約1,500万円位増えると思われま。

○千葉委員

1年遅れで上げるとその分一般会計からの繰り入れが増えるわけですね。

○清水会長

お互いに助け合うのが国保ですので、そういう考えもあるかもしれませんが、いかがですか。

○清水会長

それでは確認をとらせていただいてよろしいですか。

医療分の賦課方式について、移行計画に沿った見直しで2方式に移行するということがよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

(全員挙手)

賦課限度額について、西東京市の場合は、1年遅れで見直しを行っていますが、国からは54万円を58万円にと示されていますか、平成30年度は据え置きでよろしいでしょうか。それとも上げたほうがいいでしょうか。

据え置きでよろしいですか。それでは挙手をお願いします。

(全員挙手)

軽減拡充について、政令改正が実施された際には、そのとおりにさせていただきますがよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

(全員挙手)

○事務局

審議ありがとうございます。答申に反映したいと思います。

○清水会長

市長から諮問を受けていますので、答申案は用意していますか。

○事務局

(答申案配付及び読み上げ)

○清水会長

いかがでしょうか。

○田代委員

昨年度は徴収率やジェネリックの通知などの実施状況がわかる資料があったので、このような文章になったと思うのですが、今回は見ていないので、賛同できません。

○清水会長

「付帯意見」ですか。

○田代委員

「付帯意見」の1です。次回予定されていますので、その資料を出していただいて、議論してからでない間違った答申を出してもいかがなものかと思います。

○清水会長

丁寧に進めたいと思いますので、いかがでしょうか。

○仲川委員

この付帯意見は、この会議の意見ではなくて、事務局側の意見のようにしか聞こえないので、答申書として出すのはいかがなものかと思います。

○清水会長

そうですね。皆さんの意見をまとめたものが付帯意見ですからね。では、予定していた1月30日は大丈夫ですか。きちんと資料を出していただいて検討しましょう。

答申の理由まではよろしいですね。付帯意見について、もう少し増やした方がいいとかありましたら、その会議の時に出していただければありがたいと思います。

○事務局

すぐに開催通知を送付いたします。開催場所も案内させていただきます。

3 閉 会

○清水会長

それでは、閉会します。

午後8時17分 閉会